千曲市告示第１０８号

千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小　川　修　一

千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱の一部を改正する告示

千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱（令和元年千曲市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号の表の注のイ中「9,000円」を「19,000円」に改め、同項第２号の表中

「

54,424円
4,910円
24,250円
生活保護法による保護基準に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算相当額

」を

「

57,464円
4,910円
24,250円
生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護基準に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算相当額

」に

改める。

附　則

この告示は、令和８年11月20日から施行し、この告示による改正後の千曲市養護老人ホーム入所措置に要する費用の算定及び支弁に関する要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和８年６月１日から適用する。ただし、新要綱第３条第１項第２号の表の改正規定は、令和８年８月１日から適用する。